

## 第68号議案

### 計 画 書

#### 石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更（石巻市決定）

都市計画石巻市南境土地区画整理事業を次のように変更する。

名称	石巻市南境土地区画整理事業		
面積	約 23.8 ha		
公 共 施 設 の 配 置	種 別	名 称	備 考
	幹線道路	3.3.33 曾波神沢田線	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		3.3.34 中里南境線	
	道 路	上記幹線街路のほか、地区内の生活道路として通過交通の混入排除を基本とした区画道路 6m～18mを配置する。また、歩行者の安全性及び利便性を考慮した歩行者専用道路 4mを配置し、健全かつ機能的な市街地の形成を図る。	
公 園	公園計画は、街区公園 3ヶ所を配置し、地区面積の 3%以上かつ計画人口 1人当たり 3㎡以上を確保する。 配置については、土地利用及び誘致距離等を考慮し、利用者の利便、安全に留意したものとする。		
その他の 公共施設	排水計画については、雨水、汚水とも石巻市公共下水道計画に基づき全区域の整備を図るものとする。また、上水道に関しても道路などの公共施設の整備に合わせ、全区域に供給するものとする。		
宅地の整備	住宅地を基本とした土地利用とし、道路、公園等の公共施設の配置に合わせ、宅地として利用の増進となるよう整備する。また、街区形状及び画地規模については、土地利用計画に基づき矩形を基本とした街区の計画とする。画地規模は、土地利用状況等により 250㎡程度とする。		

「施行区域は、計画表示のとおり」

#### 理 由

土地区画整理事業の進捗に伴い土地利用が確定し、施行区域の一部の区域を施行区域外の宅地と一体的に利用することとしたため、当該箇所において施行区域を縮小するもの。